

奈良工業高等専門学校安全衛生委員会規程

平成16年4月1日制定

令和7年1月16日改正

(設置・目的)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教職員の健康及び安全に関する事項について調査審議し、安全衛生管理の円滑な推進を図るため、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第31号）第13条第1項及び奈良工業高等専門学校教職員安全衛生管理規程第10条に基づき、本校に安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前項に掲げる目的のほか、教職員の健全な文化、教養、体育等の活動を通じて勤務能率の発揮、増進に資するため教職員のレクリエーションに関する事項について審議する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる教職員の健康及び安全に関する事項について調査審議する。

- 一 教職員の健康障害及び危険を防止するための基本となるべき対策に関すること
- 二 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること
- 三 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生及び安全に係るものに関すること
- 四 前各号に掲げるもののほか、教職員の安全衛生に関する重要事項

2 委員会は、次の各号に掲げる教職員のレクリエーションに関する事項について審議する。

- 一 レクリエーションの趣旨の徹底及びその普及を図るために必要な広報活動並びにレクリエーションに関する助言及び指導に関すること
- 二 レクリエーションに必要な施設及び用具、器財の整備に関すること
- 三 レクリエーション行事の計画及び実施に関すること
- 四 その他レクリエーションに関すること

3 委員会は、次の各号に掲げる化学物質の自律的な管理に関する事項について審議する。

- 一 教職員が化学物質にばく露する程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること
- 二 濃度基準値の設定物質について、教職員がばく露する程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること
- 三 リスクアセスメントの結果に基づき本校が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること
- 四 濃度基準値設定物質について、教職員が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 事務部長
- 二 副校長（総務・広報担当）

- 三 衛生管理者
- 四 安全管理者
- 五 化学物質管理者
- 六 保護具着用管理責任者
- 七 学生課長
- 八 技術長
- 九 産業医
- 十 その他安全衛生に関し経験を有する者のうちから、本校教職員の過半数代表者の推薦に基づき校長が指名した者 8名

2 前項第四号の安全管理者は、総務課長をもって充てる。

(任期)

第4条 前条第十号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。但し、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、事務部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員会に、副委員長を置き、第3条第1項第二号の者をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、毎月1回以上開催するものとする。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。
- 4 前3項にかかわらず、委員会は、第2条第2項及び第3項に掲げる事項については、委員会の下に専門部会を設置し、審議にあたらせることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会が定める。

(意見聴取)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(レクリエーション専門部会)

第8条 委員会に、レクリエーション専門部会を置き、第2条第2項に掲げる事項を担当する。

- 2 レクリエーション専門部会は、次に掲げる者をもって組織し、第一号の者を部会長とする。
 - 一 安全管理者 総務課長
 - 二 副校長(総務・広報担当)
 - 三 学生課長
 - 四 技術長

五 第3条第1項第十号のうち、委員長が指名する教員 2名
(化学物質等管理専門部会)

第9条 委員会に、化学物質等管理専門部会を置き、次の各号に掲げる事項を担当する。

- 一 化学物質の管理に関する事
- 二 毒物及び劇物の管理に関する事
- 三 核燃料物質の保管に関する事
- 四 保護具着用及び管理に関する事
- 五 その他、化学物質の管理に関する事

2 化学物質等管理専門部会は、次に掲げる者をもって組織し、第一号の者を部会長とする。

- 一 化学物質管理者
- 二 安全管理者
- 三 保護具着用管理責任者
- 四 化学物質取扱者と保護具着用者の中から委員長が指名する者
- 五 その他、委員長が指名する化学物質に関する知識を有する教職員
(事務)

第10条 委員会に関する事務は、総務課で行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 奈良工業高等専門学校職員レクリエーション小委員会規程（平成16年4月1日制定）
は、廃止する。

附 則

この規程は、令和2年10月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。